

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

南紀ケアプランセンターは、指定居宅介護支援
事業所の介護保険の指定を受けています。

(和歌山県指定第3072500014号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の福祉・保健・医療サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の「居宅サービス計画」に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。介護認定をまだ受けていない方でも該当が見込まれればサービスの利用は可能です。

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会
- (2) 法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
- (3) 電話番号 0735-72-3355 FAX 0735-72-3356
- (4) 代表者氏名 理事長 切 士 桂
- (5) 設立年月日 昭和58年8月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定居宅介護支援事業所・令和2年4月1日指定更新
- (2) 事業の名称 南紀ケアプランセンター
- (3) 所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬406番地
交通機関 JR古座駅より車で約8分
- (4) 電話番号 0735-72-0611 (代表)
- (5) FAX番号 0735-72-0631
- (6) 管理者 矢敷 恵美

- (7) 運営方針 ご契約者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (8) サービス開始年月日 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
古座川町・串本町・那智勝浦町・太地町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月31日～1月2日までは除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 但し、電話等により24時間連絡可能（巻末）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 配 置
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 名
介護支援専門員	2 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から全額給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。（契約書第3～6条・第8条9条参照）

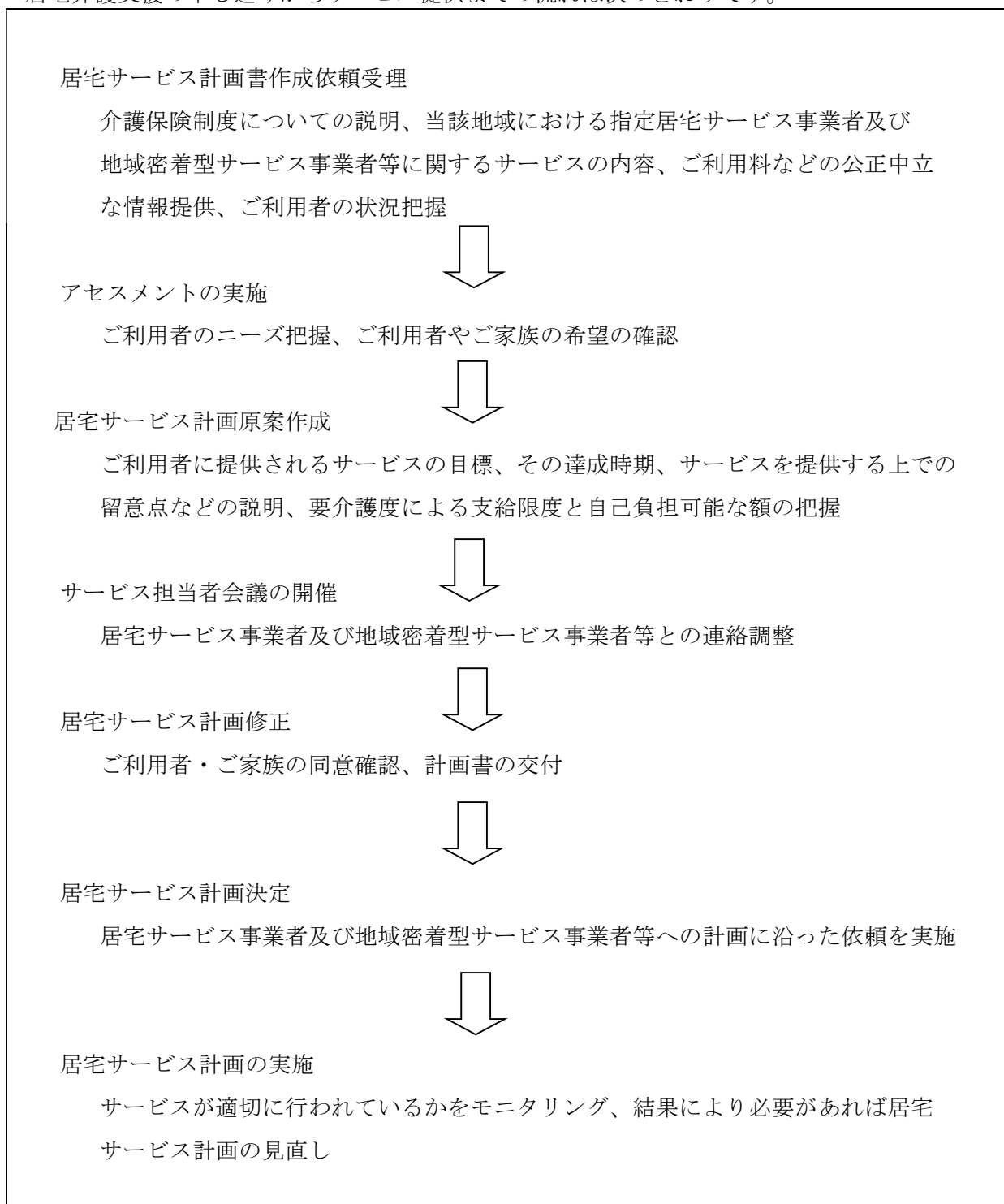
<サービスの内容>

① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、公正中立のもと、居宅介護サービス及びフォーマル・インフォーマルなその他必要な福祉・保健・医療サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。（居宅介護サービスにつきましては、複数のサービス事業所（別紙1参照）からお選び頂けます。また、当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2の

とおりとなります)

居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れは次のとおりです。



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・ ご契約者の意思を踏まえて、介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 医療との連携

- ・ 医療系サービス利用に際して、ご契約者またはそのご家族等の同意を得て、主治医に意見を求めるとともに、その主治医に対してケアプランを交付します。また、指定居宅サービス事業所やモニタリングを通じて得られた情報は必要に応じて主治医に報告することがあります。
- ・ 入院の事実を確認した際には速やかに担当介護支援専門員より医療機関等に情報提供いたします。また、退院時には在宅生活が安心して送れるよう、医療機関等と連携を図ります。

④ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設等への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護施設及び地域密着型特定施設入所者生活介護施設等への入院又は入所・入居を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

- ①居宅介護支援に関するサービス利用料金は、厚生労働大臣が定める介護保険給付額（「居宅介護支援サービス料金表」参照）になります。利用料金受領について、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、当センターから「サービス提供証明書」を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

その他加算等を含む料金の変更については、厚生労働大臣が定める介護保険給付額の改定に合わせて変更します。サービス利用料金を変更する場合は、新たな料金に基づく「居宅介護支援サービス料金表」により、ご契約者またはその家族に対し、説明し同意を得るものとします。

②通常の事業の実施地域外への交通費

通常の事業の実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、サービスの提供に際し交通費として、下記の料金をいただきます。

通常の事業の実施地域を超えた地点から 10km未満 1000円

通常の事業の実施地域を超えた地点から 10km以上の場合 3kmごとに300円追加

③利用料金のお支払方法

前記（１）（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月１５日までにお支払下さい。

下記指定口座への振り込み			
紀陽銀行古座支店	普通預金	168240	
社会福祉法人 高瀬会			
理事長	切 士	桂	

尚、振り込みの場合は、振込手数料が必要となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員（契約書第3条7条参照）

- ・サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ・介護支援専門員は、ご契約者（利用者）の状況把握のため、要介護認定有効期間中、特段の事情のない限り、月1回以上ご契約者の居宅へ訪問します。但し、上記の回数以外にもご契約者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、ご契約者の承諾を得た場合には、介護支援専門員はご契約者の居宅を訪問することがあります。
- ・ご契約者（利用者）が入院された場合には、医療機関に担当者名をお伝えください。

（２）介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益を生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出（契約書第18条参照）

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事項その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

7. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
(契約書第10条、第11条、第12条参照)

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、当該サービスの完結の日から5年間保管します。ご契約者又は代理人がその作成した個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ ご契約者に対する指定居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合には、すみやかに必要な措置を行ない、ご家族への連絡及び関係市町村に連絡をいたします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しておきます。
- ④ 介護支援専門員又は職員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た、ご契約者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由がなく、第三者に故意又は過失による開示、提供又は漏えいしたり、自ら使用したりすることはありません（個人情報の守秘義務）。
- ⑤ 虐待防止と虐待通報受付について、職員の利用者に対する虐待防止を図る事を目的として高齢者虐待防止対応規定を制定します。また、ご契約者本人及びご家族等や職員等からの通報があった時は、高齢者虐待防止対応規定に基づいて対応します。
- ⑥ 業務継続計画（BCP）の策定等、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に関催するなどの措置を講じてゆきます。

8. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに、ご契約者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更

に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）
契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第14条15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③ ご契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護施設又は地域密着型特定施設入居者生活介護施設等に入院又は入所・入居した場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業所から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第15条16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
- ② 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ③ 事業所もしくは介護支援専門員が個人情報の守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業所からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又は介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

9. 緊急時の対応について

サービス提供中において、ご契約者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

10. 災害、非常時への対応について

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員はご契約者の避難等、安全確保のための適切な措置を講じます。（契約書12条参照）

11. 損害賠償について

事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。個人情報の守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を見極めて相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。（契約書13条参照）

12. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けますので、お気軽にご相談ください。（契約書第18条参照）

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者（主任介護支援専門員） 矢敷 恵美

電話番号 0735-72-0611

○受付日時 毎週月曜日～土曜日

8:30～17:30

○第三者委員

小谷 一郎 電話番号 0735-58-1262

濱 雅文 電話番号 0735-58-0899

行政機関その他苦情受付機関

○和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平2丁目1-2 (和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073(435)5527 FAX番号 073(435)5584 受付時間 9:00～17:30 (月～金)
○和歌山県国民健康保険 団体連合会介護サービス 苦情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22-501号 日赤会館内 電話番号 073(427)4662 FAX番号 073(427)4664 受付時間 9:00～17:00 (月～金)

○古座川町役場 健康福祉課	所在地 東牟婁郡古座川町川口254-1 (古座川町保健福祉センター) 電話番号 0735(67)7112 FAX番号 0735(72)0172 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
○串本町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 電話番号(代表) 0735(62)0555 電話番号(直通) 0735(62)0562 FAX番号 0735(67)7028 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
○那智勝浦町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1 電話番号 0735(52)2945 FAX番号 0735(52)8635 受付時間 8:30~17:15 (月~金)
○太地町役場 住民福祉課	所在地 東牟婁郡那太地町大字太地3767-1 電話番号 0735(59)2335 FAX番号 0735(59)2801 受付時間 8:30~17:15 (月~金)

13. 重要事項の説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、ご利用者の担当介護支援専門員が、ご利用者に対して本書に基づき、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
	法人名	社会福祉法人 高瀬会
	代表者氏名	理事長 切士 桂 (印)
	事業所名	南紀ケアプランセンター
	説明者氏名	(印)
	(担当介護支援専門員))

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、これを受領しました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

代理人(代理人を選定した場合)	住所	
	氏名	(印)

連絡先

代表番号に電話する 0735-72-0611 0735-72-3535 0735-72-3375	日中 (8:30~17:30)	担当ケアマネが対応 ※担当不在時は別のケアマネが対応
	夜間 (17:30~翌8:30)	宿直者が対応 ※急ぎの場合は担当ケアマネに連絡し、連絡がついた場合は担当ケアマネが折り返しお客様に連絡を入れる。

法人携帯に電話する 080-1495-6970	24時間(管理者直通) 但し、圏外等に対応できない場合あり。 また、諸事情により携帯を代理で管理者以外の事業所ケアマネが所持する場合あり。	管理者または代理のケアマネが用件を伺い、必要に応じて担当ケアマネと連絡を取り、お客様に連絡を入れる。
----------------------------	---	--